

契約変更理由書（第2回）

神戸市

工 事 名	宝塚唐櫃線（唐櫃）道路防災対策工事（その1）
設計変更後の工事概要 工事延長 L=53.2m 河川土工 1式、水路工 1式、擁壁護岸工 1式、構造物撤去工 1式、舗装工 1式、仮設工 1式	
（設計変更の理由） - 第1回変更設計では交通誘導警備員Bを3名の配置となっていたが、令和8年4月に兵庫県公安委員会告示第202号の2が改定されたことに基づき、交通誘導警備員A（有資格者）を配置する必要性が生じた。 - 現地踏査の結果、下流部にて洗掘が進行していることが確認され、河床保護および構造物への影響が懸念されるため、下流側へかごマットスロープの追加設置を行う必要性が生じた。なお、追加設置に伴い構造物の連続性および計画勾配確保のため、上流側において約600mmの天端上昇を行う必要性が生じた。 - 上記の天端上昇により、掘削工および盛土工、植生工の数量の減工をする必要性が生じた。 - 本工事に伴い、水路への不法投棄対策として近隣住民から上流側へのフェンス設置を求める要望を受けたため、防護柵工の追加が必要となった。 - 現地踏査の結果、No. 8付近で道路擁壁の破損および空隙が確認されたため、空隙の埋戻しおよび舗装の復旧工事が必要となった。 - As殻および路盤廃材の処分について、当初設計の処分場での受け入れが困難となったため、処分場を変更する必要性が生じた。	